

平成26年度補助方針に定める「緊急事業への支援」審査要項

1. 緊急案件の選定の基準

公益財団法人JKA(以下「本財団」という。)が行う平成26年度の補助方針に定める「緊急事業への支援」(以下「緊急案件」という。)とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。

なお、緊急案件は早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。

- (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。
- (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。
- (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。
- (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。
- (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。

2. 事業期間

平成27年3月31日までに完了すること。

3. 応募要件

(1) 要望書類

- ① 補助金交付要望書(緊急性の理由書を添付のこと)
- ② 事前計画・自己評価書
- ③ 補助事業の概要
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業経費比較表
- ⑥ その他

(2) 要望書の提出等

要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成26年4月1日以降随時受付とする。

4. その他

申請その他の事項については補助方針による。

5. 適用

平成26年4月1日から適用する。